

○泉佐野市田尻町清掃施設組合職員の給与及び勤務条件についての条例

昭和40年7月26日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、本組合の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定めるものとする。

(運用)

第2条 本組合の常勤の職員に支給する給与、勤務時間その他の勤務条件については、別に定める協定によるものとし、定めのないものについては、泉佐野市の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月1日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)